

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第8章 地方自治 (2)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

日本国憲法を知ろう (条文解説) 第8章 地方自治 (2)

日本国憲法第九十三条 【 地方公共団体の機関、その直接選挙 】

地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

概要説明

地方公共団体の組織として、議事機関として議会（住民に直接選挙された議員で構成）を設置し、執行機関である首長（知事や市町村長）等も直接選挙で選ばれることを規定しています。国の政治は、議院内閣制ですが、地方政治は首長制（大統領制）をとっています。これは執行機関である「長」と立法機関である議会が独立・対等の関係に立ち、抑制・均衡を保ち、地方政治の運営にあたることが望ましいとされているのです。

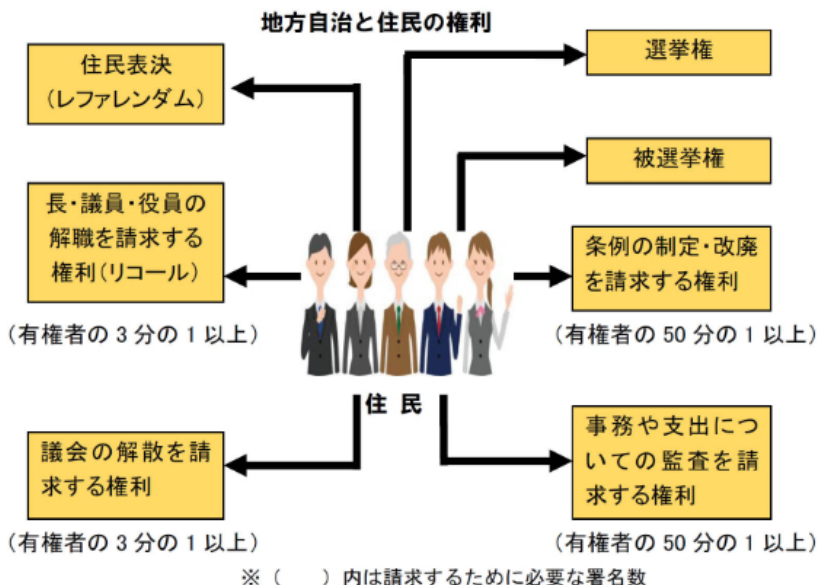
地方自治法では、住民の直接請求として、条例の制定改廃請求、監査請求、議会の解散請求、議員・首長などの解職請求を認めています。また、条例によって住民投票を行うこともできます。

なお、地方公共団体の議会の議員には、国会議員のような不逮捕特権や免責特権は認められません。

語句説明

① 議事機関・・・会合して話し合い、意思を決定する機関。

② 吏員・・・公共団体の職員。



- 条例の制定・改廃 ⇒ 請求先は首長。請求後の取扱いは、議会を招集して採決し、結果を公表する。
- 監査の請求 ⇒ 請求先は監査委員。取扱いは、監査を実行し、その結果を公表するとともに、首長や議会に報告する。
- 議会の解散 ⇒ 請求先は選挙管理委員会。解散について住民（有権者）の投票を実施し、過半数の同意があれば、解職する。
- 首長・議員 ⇒ 同上
- 副知事など ⇒ 請求先は首長。3分の2以上の出席する議会で4分の3以上が賛成すれば、解職が成立する。

傾聴

語り部スキル

PDF版

🔍 キーワード検索はこちら

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.